

京都市自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書

(あて先)京都市長

下記の教育訓練を受講したいので、京都市自立支援教育訓練給付金の対象講座の指定を申請します。
また、対象講座指定の決定のために必要な事項に関して、公簿等で調査することに同意します。

		年 月 日
氏 名 (個人番号)	フリガナ -----	生年 月 日
	個人 番号	
住 所	(〒 -)	電話() -
教育訓練施設の 名称		
教育訓練講座の 名称	一般 特定一般 専門	
取得目標とする 資格名		
教育訓練期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)	
所 要 費 用 (予 定)	入学料 円 受講料 円	合計額 円
雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある・ない	
過去の受給の有無	過去に教育訓練給付金を受けたことが ある・ない	
	過去に高等職業訓練促進給付金を受けたことが ある・ない	
給付型奨学金や貸与型奨学金(返還免除あり)を受ける予定が		ある・ない
(備考)		

(裏面をお読みください。)

(注意)

- 1 教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設から受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて支給申請手続を行うことが必要となります。
- 2 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料(受講に際して支払う受講費、教科書代及び教材費のことをいいます。)になります。
以下の経費は、対象となりませんので御注意ください。
 - (1) 検定試験の受講料
 - (2) 必ずしも必要とされない補助教材費
 - (3) 教育訓練の補講費
 - (4) 教育訓練施設が実施する各種行事に係る費用
 - (5) 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
 - (6) 受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器材等に係る費用
- 3 支給の対象となるのは、以下のとおりです。
 - (1) 雇用保険制度から一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない場合
入学料及び受講料の6割相当額(上限20万円)
 - (2) 雇用保険制度から専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない場合
入学料及び受講料の6割相当額(上限160万円(40万円×修学年数))
 - (3) 前々号及び前号以外の場合
前々号及び前号に定める額から雇用保険制度により支給される一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額
- ※ 専門実践教育訓練を受講する場合、受講修了日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得し就職等した者は、入学料及び受講料の8割5分相当(上限240万円(60万円×修学年数)、既に支給した教育訓練給付金等は差引く)
- 4 対象講座指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、教育訓練施設に確認した内容で通知します。
- 5 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設で証明された金額に基づき、支給額を算定することとなります。